# 岸和田市立東光小学校 PTA 規約

## 第1章 総 則

#### 第1条(名称)

本会は、岸和田市立東光小学校 PTA (略称東光 PTA) と称する。

# 第2条(目的)

本会は、会員相互が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。

#### 第3条(性格)

本会は、学校教育の促進を本旨とする民主的団体で、政党的・宗派的・営利的な色彩を一切もたず、自主独立のものであって、他の社会的な諸団体と協力はするが、それらの支配や干渉を受けるものではない。また、教育上の問題や学校の管理(物的・人的・教育課程)について意見交換をするが、不当に干渉しない。

# 第4条(事業)

本会は、その目的達成のため下記の事業を行う。

- (ア) 家庭、学校及び地域社会との緊密な連携によって、児童の健全育成に努める。
- (イ) 児童をとりまく教育環境及び施設の充実と改善に努める。
- (ウ) 会員相互の親睦を図り、社会の進展に即応するために学習し、教養を高める。
- (I) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

# 第2章 会 員

#### 第5条(会員)

- 1. 本会には、以下が加入することができる。
  - (ア) 本学校に在籍する児童等の保護者
  - (イ) 本学校に勤務する教職員
  - (ウ) 会員以外でも、本会の目的及び活動に賛同する者は、各事業に参加することができる。
- 2. 会員は、全て平等の義務と権利を有する。
- 3. 本会の会員は、岸和田市 PTA 協議会・泉南地区 PTA 協議会・大阪府 PTA 協議会及 び日本 PTA 協議会の会員となる。

## 第3章 役員

## 第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長	1名	保護者
副会長	2名	保護者
書記	2名	保護者と教職員
会計	2名	保護者と教職員
総務委員	3名	保護者

- ※男女の人数に偏りがないことが望ましい。
- ※総務委員は、市 PTA 協議会役員選出年度に限り4名とすることができる。

## 第7条 (役員の任務)

- 1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会・運営委員会を招集し、運営委員会の議長と なり、総会の議決事項を執行する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その任務を代行する。
- 3. 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録、保管する。
- 4. 会計は、すべての収入支出を記録し、その記録と領収書を保管し、会計簿は常に会員の 閲覧に供え、年度末並びに定期総会に報告して承認を受ける。
- 5. 総務委員は、PTA 活動の企画・運営を担う。

#### 第8条(役員の任期)

- 1. 役員の任期は、PTA 総会後に就任して1カ年とする。但し、任期満了後も新役員の就任までは、その任期を続行する。
- 2. 役員は、止むを得ない場合、留任を妨げない。但し、教職員から選出した役員は、この限りではない。

#### 第9条(役員の選出)

- 1. 役員は、会員の中より選出する。
- 2. 次年度の役員は、現行の役員が決定する。
- 3. 次年度の役員候補者を定めるにあたり、会員の中より立候補者を公募する。
- 4. 立候補者を含め、本人の同意を得たうえで、会員の中より指名する。
- 5. 役員立候補者がその定員を超えた場合は、その定員を超えた役職についてのみ、会員の 書面投票による選挙を実施し、最多得票者から順に選ぶものとする。この場合、現行の役 員は役員選挙管理委員となる。
- 6. 指名された役員候補者の氏名を、総会までに全会員に通告する。
- 7. 選挙により選出された役員を除き、指名された役員候補者は、総会において承認されなければならない。

8. 公職選挙法により選ばれた公職者は、この会の役員になれない。

## 第10条(役員の補充及び解任)

- 1. 会長に欠員を生じた時は、副会長の内から運営委員会で選任する。
- 2. 会長以外の役員に欠員を生じた時は、PTA 会員である保護者の中から兼務する者を運営委員会で選任する。
- 3. 任期は、前任者の残任期間とする。
- 4. 役員として、ふさわしくない行為があった場合、その役員は、総会の議決により解任されることがある。

# 第4章 運営委員会

#### 第11条(運営委員会)

- 1. 運営委員会は、本会の役員と校長、教頭及び教職員若干名で構成される。
- 2. 本委員会の協議状況を各学級に連絡の必要ある時、又はより広く意見を聞く必要があると認めた時は、随時会長が教職員若干名を招集することができる。
- 3. 運営委員会の内容
- (ア) 第2条に示した目的に応じて、PTA活動計画を審議、企画・運営する。
- (イ) 総会に提出する予算案の編成と報告書並びに議事日程を作成し、総会の事務を運営する。
- (ウ) その他総会で委任された事項を処理する。
- (I) 原則として毎月1回開催する。
- (オ) 会長を議長とする。
- (カ) 必要と認められる PTA 活動や学校行事について、会員に対しボランティアを募る。

## 第5章 会計監査

#### 第12条(会計監査の選任及び任務)

- 1. 監査は、前役員の中より(現役員を除く)選出する。
- 2. 監査の定員は、2名とする。
- 3. 監査は、随時、会計帳簿等を審査し、その結果を総会及び運営委員会に報告する。
- 4. 監査の任期は1カ年とし、PTA総会後に就任する。
- 5. 監査に欠員を生じた時は、運営委員会で選任する。任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第6章 総 会

#### 第13条(総会)

1. 定期総会は、毎年、予算・決算の報告を行うことを原則とする。

- 2. 臨時総会は、会長または運営委員会で必要と認めた時並びに会員の5分の1以上の 要望のあった時は、半月以内に開催する。
- 3. 総会の定数は、正会員の5分の1とする。但し、出席不能の場合は、委任状を会長に提出した数で、出席数に換算することができる。
- 4. 総会を開くには、3日以前に議事の内容を明示して、全会員に通知しなければならない。
- 5. 議長は、総会で選任する。
- 6. 総会の議決は、多数決による。可否同数の時は、議長が決定する。
- 7. 総会で諮る事項
  - (ア) 事業報告
  - (イ) 予算の議決及び決算の承認に関する事項
  - (ウ) 規約の改廃に関する事項
  - (I) 役員選任
  - (オ) その他

## 第7章 会合その他

# 第14条(会合)

1. 本会の活動に関する会合は、その責任者を明記し、随時、開くことができる。但し、事前・ 事後に書記(教職員)に報告しなければならない。

# 第15条(会計年度及び会費等)

- 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- 2. 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。
- 3. 本会の会費は、1家庭月額300円とする。但し、特別の事情のある場合で、会長と校長の合意で認めた者は会費を免除することができる。

#### 第16条

本規約の改廃は、総会で3分の2以上の賛成により改正することができる。

#### 第17条

本規約施行に必要な内規は、運営委員会で別に定めることができる。

## 第18条 (代理及び兼任の禁止)

- 1. 役員の代理は、認められない。
- 2. 役員の兼務、役員と会計監査の兼任は認められない。

# 付 則

# (施行日)

本規約は、昭和58年5月1日から施行する。

但し、次期役員、会計監査の選出等は施行以前、本則によって行う。

#### (経過措置)

本規約は、平成6年4月26日から施行する。(会則の一部改訂)

本規約は、平成11年5月1日から施行する。(ただし、第12条の改正規定は、平成12年5月1日から施行する。)平成11年度役員等の選出については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、会計監査として選出した者は総務委員とみなす。

本規約は、平成17年5月1日から施行する。(平成17年4月26日会則の一部(第 11条の1)改正)

本規約は、平成25年4月23日から施行する。(第8条の2、第10条の2改定)

本規約は、平成29年4月28日から施行する。(第6条の一部改正)

本規約は、令和2年6月9日から施行する。 (第6条の一部改正)

本規約は、令和5年4月28日から施行する。 (第1条、第2条、第5条の一部改正) 本規約は、令和5年4月28日から施行する。 (第4条、第5条、第6条、第7条、第 8条、第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条の一部改正、第11条 及び第12条の削除)

# PTA の組織と運営に関する内規(令和6年度)

岸和田市立東光小学校 PTA

- 1. PTA 運営委員会
  - (1)役員、校長、教頭、及び担当教職員で構成する。
  - (2) 各事業の企画・運営について計画案を審議する。
  - (3) 定例会は、毎月1回開くことを原則とする。(8月・2月は除く)
- 2. その他
  - (1)選出除外について 役員(2年間務めた場合)は次年度から6年間、選出を免れることができる。
  - (2) 総務委員について 総務委員は、PTA 活動の広報を担う。